

仰星ニュースレター

# ワンポイント会計基準

## vol. 195 「未公開企業におけるストック・オプションの取扱い」

今回は、未公開企業におけるストック・オプションの取扱いについてご説明いたします。

「ストック・オプション」とは、新株予約権などの自社株式オプションのうち、企業が雇用関係にある使用人のほか、取締役、会計参与、監査役及び執行役並びにこれに準ずる者（以下「従業員等」とします。）へ報酬として付与するものをいいます。また「未公開企業」とは、公開企業以外の企業を指します。「公開企業」とは、株式を証券取引所に上場している企業又はその株式が組織された店頭市場に登録されている企業をいいます。なお、ここにいう証券取引所及び店頭市場には海外の証券取引所及び店頭市場を含み、また、組織された店頭市場とは、株価を公表するシステムが存在する店頭市場をいいます（ストック・オプション等に関する会計基準（以下「基準」とします。）2項(2)、(14)）。

ストック・オプションの権利を行使できる期間が到来するまでの間、企業は従業員等へストック・オプションを付与し、これに応じて従業員等から取得するサービスを費用として計上します。これに対応する金額を、ストック・オプションの権利の行使又は失効が確定するまで、貸借対照表の純資産の部に新株予約権として計上します（基準4項）。

各会計期間における費用計上額は、ストック・オプションの公正な評価額のうち、対象勤務期間を基礎とする方法その他の合理的な方法に基づき当期に発生したと認められる額です。ストック・オプションの公正な評価額は、公正な評価単価にストック・オプション数を乗じて算定します（基準5項）。

未公開企業は、ストック・オプションの公正な評価単価に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値の見積りに基づいて会計処理を行うことができます。単位当たりの本源的価値とは、算定時点においてストック・オプションが権利行使されると仮定した場合の単位当たりの価値であり、当該時点におけるストック・オプションの原資産である自社の株式の評価額と行使価格との差額をいいます（基準 13 項）。

ストック・オプションの単位当たりの本源的価値による算定を行う（基準 13 項）場合には、通常の注記に加えて以下を注記することが求められます（基準 16 項(5)）。

- ・ 当該ストック・オプションの各期末における本源的価値の合計額
- ・ 各会計期間中に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

さらに、通常の注記にはストック・オプションの公正な評価単価の見積方法の注記が求められていますが（基準 16 項 (3)）、未公開企業でストック・オプションを付与しており、その単価の算定を単位当たりの本源的価値の見積りによる場合には、公正な評価単価を単位当たりの本源的価値と読み替え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値の見積方法を注記します。本源的価値は、算定時点における自社の株式の評価額から行使価格を控除したものであるため、自社の株式価値の評価方法を注記することになります。

また、未公開企業が付与したストック・オプションの単価の算定を公正な評価単価の見積りによる場合にも、その算定の基礎数値である自社の株式の評価額を見積ることになるため、やはり自社の株式価値の評価方法の注記が必要です（ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針 31 項、73 項）。